

Title	ヘルミアスの嘆願 : 紛争処理にみる前2世紀エジプトの社会構造
Author(s)	石田, 真衣
Citation	パブリック・ヒストリー. 2013, 10, p. 97-106
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66517
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ヘルミアスの嘆願

紛争処理にみる前2世紀エジプトの社会構造

石田真衣

はじめに

本稿の主たる考察対象は、前2世紀後半のエジプト南部、テーベにおいて、ギリシア人の軍人ヘルミアスとエジプト人の神官団とのあいだで争われた、土地所有権をめぐる訴訟記録である。「ヘルミアス・ケース」として古くから取り扱われてきた当該史料は、前2世紀におけるギリシア法廷(chrematistai)の制度や、ギリシアとエジプトそれぞれに由来する法が並存する多重的な法制度を示す証拠のなかで最もまとまった史料である。この時代における裁判の証拠はきわめて少ない。なぜなら、この時代における私的な紛争の多くは、裁判に持ち込まれる前に、地方役人による調停や当事者同士の和解によって処理されたからである。何百点もの嘆願書や和解に関連する文書から明らかであるように、人々にとって主たる紛争処理の場は法廷の外であった⁽¹⁾。

本稿で扱う事例も、原告ヘルミアスによる7回もの嘆願書の提出を経たあとの裁判である。紛争が最終的にどのように処理されたのかを知ることができる貴重な事例であり、従来の法制史研究では、法廷で主張される複数の法規則や弁護人の存在など制度的側面を明らかにする事例として扱われてきた⁽²⁾。しかしながら、ヘルミアスの事例は、在地社会における異なる民族

(1) *P. Tor. Choach.* 12 (=UPZ II 162, 1935年にWilckenによって刊行された。); Roger S. Bagnall and Peter Derow (eds.), *The Hellenistic Period: Historical Sources in Translation*, 2nd ed., Blackwell, 2004, text 132; P. W. Pestman, *The Archive of the Theban Choachytes (Second century B.C.): A Survey of the Demotic and Greek Papyri contained in the Archive*, Leiden, 1993, pp. 375-384. なお、パピルス史料の略号はJ. F. Oates, et al., *Checklist of Editions of Greek, Latin, Demotic and Coptic Papyri, Ostraca and Tablets*, 5th ed., American Society of Papyrologists, 2001に従う。

(2) 例えば、クロコディオポリスのストラテゴスに寄せられた百点余りのギリシア語嘆願書(*P. Enteux.*)は典型的である。嘆願書を包括的に扱った近年の研究に、J. Bauschatz, "Policing the Chôra: Law Enforcement in Ptolemaic Egypt," Ph.D.diss., Duke University, 2005がある。

(3) 例えば、Hans Julius Wolff, "Plurality of Laws in Ptolemaic Egypt," *Revue Internationale des Droits de l'Antiquité*, vol. 7, 1960, pp. 191-223; Joseph Méléze-Modrzejewski, "Law and Justice in Ptolemaic Egypt," in M. J. Geller and H. Maehler (eds.), *Legal Documents of the Hellenistic World: Papers from a Seminar*, London, 1995, p. 1-19.

間の紛争の実態を示す資料としての側面も有している。

本稿では、「ヘルミアス・ケース」を法制度の分析材料としてではなく、紛争処理の観点から捉えなおす。これまで個別に分析されてきた法廷の内と外の手続きを、一連の処理過程に位置づけ、そこに影響する社会的、心理的要因をさぐる。特に、裁判が紛争当事者あるいは弁護人が自らの主張を審判団に対して説得する場である以上、その発言には当事者双方の戦略だけでなく、出廷者に共通の法認識や社会規範が反映されるはずである。以下では、まず紛争の背景と訴訟のプロセスを検証する。次に裁判における紛争当事者の主張を分析し、当時の社会規範について考察する。これらを通じて、前2世紀エジプトにおける多元的法システムの内実に迫りたい。

以上の考察は、同時に、前2世紀以降を衰退期と捉える伝統的な見方に修正を加える試みでもある。⁽⁴⁾この伝統的な見方は、前2世紀以降の地方経済の継続を主張するマニングによってすでに否定されているが、この問題については、秩序維持の側面からも見直しが必要であり、それを在地社会の実態に即して示すことも本稿の課題である。

1 紛争の背景と訴訟のプロセス

前2世紀のエジプトでは、各地で反乱が目立つようになっていた。⁽⁵⁾なかでも前205年から前186年のテーベの反乱は最も規模が大きく、エジプト人によるテーベ新王権が成立するまでに至った。⁽⁶⁾混乱が激化すると、周辺住民たちは土地と家を手放し避難せざるを得ない状況に陥った。前186年に反乱は一時的に鎮静するが、土地の回復にあたっては混乱が続いた。反乱鎮静前後に書かれた嘆願書には、「突然多くの住民たちが殺され、土地が枯渇し」、「生き残った者のなかには、認められていない土地までも不当に使用した」⁽⁷⁾ことが記されている。このような土地をめぐる混乱のなかで、エジプト南部のオンボスに住んでいた軍人ヘルミアスは、テーベにある父親の土地を取り戻そうと尽力する。ヘルミアスによれば、彼の父親プトレマイオスは、テーベに駐屯していた時期に土地を手に入れたが、前205年からの反乱の影響を受け、やむなく南方へ避難した。ヘルミアスは、問題の土地で生じた事態を以下のように述べている。

(4) *Polyb.* 5, 65, 1-10; Joseph G. Manning, *Land and Power in Ptolemaic Egypt: The Structure of Land Tenure*, Cambridge, 2003, p. 45.

(5) Günther Hölbl, *A History of the Ptolemaic Empire*, trans. Tina Saavedra, London, 2001 (originally published as *Geschichte des Ptolemäerreiches*, Darmstadt, 1994), pp. 153-159; Katelijin Vandorpe, “City of Many a Gate, Harbour of Many a Rebel,” in S. P. Vleeming (ed.), *Hundred-Gated Thebes. Acts of a Colloquium on Thebes and the Theban Area in the Graeco-Roman Period*, Leiden, 1995, pp. 233-235; Joseph G. Manning, *Land and Power*, pp. 164-171.

(6) Katelijin Vandorpe, “The Chronology of the Reigns of Hurgonaphor and Channophris,” *Chronique d’Egypte*, vol. 61, 1986, pp. 294-302; P. W. Pestman, “Haronnophris and Chaonnophris: Two Indigenous Pharaohs in Ptolemaic Egypt (205-186 B. C.),” in S. P. Vleeming (ed.), *Hundred-Gated Thebes. Acts of a Colloquium on Thebes and the Theban Area in the Graeco-Roman Period*, Leiden, 1995, pp. 101-137.

(7) P. W. Pestman, op. cit., p. 121f., text ww.

私は、ハルシエシスの息子ホルス、テエピビスの息子プセンコンシス、ペキュティスの息子パナス、ハルシエシスの息子コノプレス、彼らの兄弟たち、彼らは皆、共同墓地で葬祭の業務に携わるコアキュタイ（葬祭神官）と呼ばれる者たちに対して嘆願書を提出しました。そのなかで、私は以下のことを訴えました。ディオスポリス（テーベ東岸）には、私の父祖伝来の土地があり、父親たちがそこに住んで所有していましたが、メムノネイア（テーベ西岸）に住む彼らは、私が当時の諸事情で他の場所に住んでいることをいいことに、私の家の一部に侵入したのです。⁽⁸⁾

ヘルミアスの嘆願も、反乱後の土地保有に混乱が生じた結果であることがわかる。ただし、ヘルミアスが嘆願書を提出したのは反乱の鎮静からおおよそ 60 年後であった。後の裁判において、訴訟相手の弁護人にも、ヘルミアスは「今では年をとり、かなりの老齢になろうとしている」ことを指摘され、「ヘルミアスも父親もテーベには住んでおらず」、主張の余地はないと反論されている。⁽⁹⁾ この長い年月の経過がヘルミアスを不利な立場に立たせたことは明らかであるが、それにもかかわらず、彼は前 125 年から前 117 年のあいだに 7 回の嘆願を行なった。

ヘレニズム期からは何百点もの嘆願書が出土しており、農民や軍人、役人など様々な社会層の嘆願者が確認できる。嘆願書の宛先もまた、村の書記官からプトレマイオス王に至るまで多岐にわたっている。⁽¹⁰⁾ ヘルミアスの嘆願過程は、おおよそ次の通りである。

（神官団に土地を売った女性に対する訴訟）

①前 126/5 年 ギリシア法廷（*chrematistai*）への嘆願（→勝訴）

（神官団に対する訴訟）

②前 125/4 年 ストラテゴスへの嘆願⁽¹¹⁾

③前 121 年 ストラテゴスへの嘆願

④前 119 年 エピスタテスへの嘆願⁽¹²⁾

⑤前 119 年 エピスタテスへの嘆願（→敗訴）

⑥前 117 年 エピストラテゴスへの嘆願⁽¹³⁾（→ストラテゴスへ委任）

⑦前 117 年 ストラテゴスへの嘆願（→敗訴）

(8) *UPZ* II 162, col. 1, 18-27. 以下、括弧内は筆者によるものとする。

(9) *UPZ* II 162, col. 7, 29; 5, 24-6, 1.

(10) ただし、通常、プトレマイオス王宛の嘆願書はストラテゴスによって処理された。Cf. M. M. Austin, *The Hellenistic World from Alexander to the Roman Conquest: A Selection of Ancient Sources in Translation*, 2nd ed., Cambridge, 2006, text 318.

(11) ヘレニズム期におけるストラテゴスは、元来、中央行政によって任命された軍事長官として州都に配置されていたが、前 3 世紀後半からは軍事的権限を越えて行政一般を統轄するようになり、州の長官として地方行政を運営した。Cf. Günther Hölbl, *op. cit.*, p. 59.

(12) エピスタテスは、ストラテゴスに従属し、村レベルの行政を幅広く担った。

(13) エピストラテゴスは、ストラテゴスの上級官職であり、テーベ地方一帯を統轄した。Cf. Roger S. Bagnall and Peter Derow, *op. cit.*, text 58.

嘆願書は、州レベルの行政を担う地方役人ストラテゴスや、その下級役人エピスタテスに宛てたものが多い。ヘルミアスは、前 117 年にストラテゴスへ送った嘆願書のなかで、以下のよう

に述べている。

それ故、私はあなたにこのような不敬な者たちの手によって私にふりかかった災難であるとみてほしい。そして、もしあなたにとって正しいことであるならば、テーベのエピスタテスであるヘラクレイデス宛に書簡を送るように命じ、被告人らを召喚し、上記のことについて調査してください。もし私が事実を証明したならば、彼らは強制的に家から退去させられるでしょう。そして、もし裁判になったら、彼らは問題の家のなかに遺体を埋葬したことを認め、彼らはふさわしい罰を受けるでしょう。このことが達成できれば、私は正義を手に入れることができます。⁽¹⁴⁾

このように、ヘルミアスはストラテゴスに直接の処理を求めてはおらず、ストラテゴスの部下であるエピスタテスへ委任するよう自ら要求している。嘆願書を作成したのは村の書記官であると推測されるが、嘆願者の立ち会いを想定すれば、紛争処理の実際のプロセスは、一般の在地住民に慣習的に認知されたものであったと考えられる。しかしながら、複数回の提出を余儀なくされた嘆願過程からは、地方役人による処理が必ずしも円滑に進行するわけではなかったことも読み取れる。ヘルミアスは法廷で以下のように述べている。

エピストラテゴスのデメトリオスの代理人が、我々の問題が決着するまでに審理の場に来るよう彼ら（神官団）に命じたとき、彼らは寄りつきもせず姿を現しませんでした。⁽¹⁵⁾

地方役人による嘆願書の受理と調停の過程を検証したバウシャッツは、地域社会において柔軟かつ効率的な秩序維持システムが確立していたと主張している。⁽¹⁶⁾ 確かに嘆願書自体の流れは円滑であるが、地方役人による裁定の実行に至っては限界があったことを示唆する。地方役人が単独で裁定できない場合は、法廷での審理に持ち込まれた。以下では、前 117 年の裁判記録をたどり、訴訟当事者と審判団が対面する法廷において、当事者たちが何を主張していたかに注目し、その背後にある法認識と社会慣行を考察する。

2 法廷で語られる法規範

前 117 年の裁判における参加者は、①原告：ヘルミアス、②被告：ホロスを代表とする神官団、③各一名の弁護士、④「テーベのエピスタテス」の称号をもつヘラクレイデスを主審とす

(14) *UPZ* II 162, col. 3, 7-15.

(15) *UPZ* II 162, col. 2, 29-31.

(16) Bauschatz, op. cit..

る審判団、⑤書記官から構成される。⁽¹⁷⁾ 審判団には、肩書きをもつ8名と「その他多くの者たち」が含まれており、肩書きからは上級から下級までの軍人あるいは行政役人であると推測される。⁽¹⁸⁾ 裁判の流れは、エピスタテスがストラテゴスから受け取った原告の嘆願書を読み上げた後、原告の弁護人が提出した証拠資料を読み上げながら弁論し、次に被告の弁護人が抗弁する。その後、追加の議論と証拠の提示が行われ、最後に判決が下される。

原告ヘルミアスの主張は、以下の3点に整理できる。

- ①問題の土地を神官団に売却した女性から、すでに権利放棄証書を受け取ったにもかかわらず、神官団は期限が過ぎても問題の土地から立ち退かない。
- ②問題の土地に関わるとされる被告の契約書には、証人の署名がなく、偽造の疑いがある。
- ③聖域にもかかわらず、神官団が問題の土地に建つ家屋内に遺体を安置していることは違法である。

①は、前126/5年の審理に勝訴したことで、すでに土地に対する所有権がヘルミアスにあることを主張している。その際、ヘルミアスは、期限の規則に関するプトレマイオス王の勅令を読み上げ、被告の立ち退きが最終期限を過ぎても執行されなかったことを付け加えている。⁽¹⁹⁾ この勅令がいつ施行されたのかは明言されていないが、被告の反論のなかで、財産請求が認められた場合、財産の受け渡しについては1年から3年の猶予期間が与えられるという内容の勅令であることが説明されている。⁽²⁰⁾ ただし、それらは何らかの法的請求を行なったものに与えられるのであり、ヘルミアスは土地所有権を請求していなかったとして被告に反論されている。

②は、問題の土地の一部に関する別の訴訟を持ち出し、被告が証拠として提示した契約書が偽造であることを、以下の3つの在地の法から立証しようとしている。すなわち、証人の署名による承認のないまま法廷に持ち込まれた契約書は無視されるべしとの条項、契約書を偽造した場合、それは切り裂かれるべしとの条項、土地の売りに土地の保証を求めるべしとの条項⁽²¹⁾ である。この点についての被告の反論によれば、ヘルミアスが提示した訴訟は本件とは無関係であり、被告側は過去37年間の所有を裏付ける契約書を提示できるとして、ギリシア語に翻訳されたエジプト語契約書の写しを読み上げている。⁽²²⁾ さらに、前145/4年に施行されたプ

(17) UPZ II 162, col. 1, 2-9. 裁判における弁護人の存在は、ヘレニズム期における新しい特徴を示す。Cf. Schafik Allam, "Egyptian Law Courts in Pharaonic and Hellenistic Times," *Journal of Egyptian Archaeology*, vol. 77, 1991, p. 113.

(18) 8名は以下の通り。ヘラクレイデス (Ἡρακλείδου τῶν ἀρχισωματοφυλάκων καὶ ἐπιστάτου τοῦ Περί Θήβας καὶ ἐπὶ τῶν προσόδων τοῦ νομοῦ) Pros. Ptol. 1, 380、ポレモン (Πολέμωνος τῶν ἀρχισωματοφυλάκων) Pros. Ptol. 2, 4311、ヘラクレイデス (Ἡρακλείδου τῶν αὐτῶν καὶ γυμνασιάρχου) Pros. Ptol. 2, 4299、アポロニオス、ヘルモゲネス (Ἀπολλωνίου τοῦ Ἀπολλωνίου καὶ Ἐρμογένου τῶν φίλων)、パンクラテス (Παγκράτου τῶν διαδόχων)、コマノス (Κομάνου τῶν ἡγεμόνων)、パニスコス (Πανίσκου τοῦ Ἀμμωνίου τῶν κατοίκων)。称号については、Leon Mooren, *The Aulic Titulature in Ptolemaic Egypt: Introduction and Prosopography*, Brussels, 1975 および P. M. Fraser, *Ptolemaic Alexandria*, vol. 1, Oxford, 1972, pp. 102-103 を参照。ヘレニズム初期のギリシア法廷における審判人は、法廷が属する地区から抽選で10名が選出された。

(19) UPZ II 162, col. 4, 30-34.

(20) UPZ II 162, col. 7, 22-32.

(21) UPZ II 162, col. 4, 17-23.

(22) UPZ II 162, col. 5, 3-24.

トレマイオス王の勅令を引用し、「すべての罪から開放される」こと、「神官に対しては土地所有権が保障される」ことを主張し、それ以前の勅令においても、「たとえ契約書を作成せずとも、所有者の権利は認められる」ことを付け加えている⁽²³⁾。

③は、ギリシア人の宗教意識を反映した主張であると考えられる。この点について、被告側は一切の反論を行っていない。この論点については、後で詳しく述べる。

以上から、ヘルミアスは、プトレマイオス王の勅令、在地の法、ギリシア法の3つの法を論拠としている。ヘルミアスがギリシア法廷において正当性の根拠として在地の法を引用し、それがギリシア語によって陳述されたことは、在地の法がギリシア語版に翻訳されていた可能性を示唆する⁽²⁴⁾。一方、被告側は、在地の法を引用する原告に対して、以下のように述べている。

もしこの訴訟が、ヘルミアスの引用した諸法にもとづき、エジプト法廷で審理されたならば、ヘルミアスは第一に、父親プトレマイオスと母親と称する人物の息子であり、彼らの先祖の血縁の子孫であることを証明しなければならないだろう⁽²⁵⁾。

在地の法においては、自己の規定には職業と父親の名前に加え、母親の名前が必要であった⁽²⁶⁾。弁護人は、血族関係を重視するエジプトの法慣習を強調し、ヘルミアスの証拠能力の低さをほのめかしているのである。ギリシア法と在地の法が同時に語られていることはすでに明らかにされているが、加えて、この場で法規範の再認知が行われていたということも指摘しておきたい⁽²⁷⁾。

ヘルミアスによる①と②の主張は、いずれも王の勅令によって論破されている。年代が明らかかな前145/4年の勅令は、プトレマイオス8世が、不安定な社会状況のなかで即位する際に在地住民の支持を得ようと施行した恩赦令であり、特にエジプト神殿と神官に対して、所有財産を保障することを定めたものである⁽²⁸⁾。その他の勅令も、おそらく前2世紀の混乱を收拾するために歴代のプトレマイオス王が随時施行したものであると考えられる。アレクサンドリアから発信された王の勅令は、南部のテーベ地方に浸透し、在地住民の訴訟戦略に利用された。

最終的に、この審理の判決は「被告が提示した契約書と所有に関する王の勅令にしたがって」、ヘルミアスの敗訴となった⁽²⁹⁾。このように、在地社会における諸法のあり方は、プトレマイオ

(23) UPZ II 162, col. 7, 13-19.

(24) Joseph Méléze-Modrzewski, op. cit., p. 8.

(25) UPZ II 162, col. 7, 1-6.

(26) Dorothy J. Thompson, "Hellenistic Hellenes: The Case of Ptolemaic Egypt," in I. Malkin (ed.), *Ancient Perceptions of Greek Ethnicity*, Washington, D. C., 2001, p. 305.

(27) Hans Julius Wolff, "Law in Ptolemaic Egypt," in *Essays in Honor of C. Bradford Welles*, American Studies in Papyrology 1, New Haven, 1966, p. 75; Joseph G. Manning, *The Last Pharaohs: Egypt under the Ptolemies, 305-30BC*, Princeton, 2010, pp. 197-198.

(28) Marie-Thérèse Lenger (ed.), *Corpus des Ordonnances des Ptolémées (C. Ord. Ptol.)*, Brussels, 1964, pp. 95-106; Hölbl, op. cit., p. 195.

(29) UPZ II 162, col. 9, 26-col. 10, 5.

ス王が王の勅令として施行した国家の法のもとに、在地の法とギリシア法の両方が在地住民に認識され並存していた。重要なことは、プトレマイオス朝以前の在地の法と新しい国家の法が入れ替わったわけではないということである。国家の定めた法は、最も効力のある法として認識されていたが、当事者の主張からは、ギリシア法や在地の法もまた正当性の根拠として重視されていたことがわかる。国家の法は、司法の標準化を意図したというよりも、変動する政治、社会状況に応じたプトレマイオス王の半ば恣意的な法令であり、紛争当事者の都合に応じて、ギリシア法や在地の法の空白を埋める機能を果たしたのである。

3 紛争処理と社会構造

裁判によって浮き彫りになる規範は、必ずしも法規則に限定されない。以下では、ヘルミアスの3点目の主張、すなわち問題の土地は聖域であるにもかかわらず、被告の神官団が、その土地に建つ家屋内に遺体を安置していることの違法性の訴えと、それに対する被告の反論に反映された社会慣行を考察する。

ヘルミアスの説明によれば、問題の土地はディオスポリスの南西に位置し、南はヘラ女神の聖域へと続く道、北はデメテル女神の聖域へと続く道で区切られており、そのような神聖な土地に遺体を置くことは、女神たちに対する不敬罪に値し、違法であるという⁽³⁰⁾。この論点については、後に続く被告の反論でも、審判団の判決宣告でも触れられていない。被告が反論していないことから、ギリシア法あるいは国家の法規範において違法であった可能性は高い。それにもかかわらず、結果としてヘルミアスの主張が審判人に認められなかった要因は、被告の有利な立場にあった。

被告の神官団たちは、ギリシア語でコアキュタイと呼ばれ、葬祭の準備やミイラの保管、墓の管理を主な職務としていた⁽³¹⁾。コアキュタイは、故人の家族と契約し、墓を管理することで報酬を得ていた。ヘルミアスの訴訟事件が含まれるアーカイヴには、コアキュタイが家族内あるいは共同体内部における取引によって作成された契約書が多数収められている。家族内で相続される「墓とミイラ」の取引文書からは、故人の家族との契約も合わせて受け継がれていたことが窺える⁽³²⁾。コアキュタイは、多数の故人の家族と結びつきながら共同墓地を維持し、広く葬祭業務に携わっていた。おそらく問題の家は、コアキュタイがミイラの輸送の前に保管場所として使用されていたと考えられる⁽³³⁾。

ヘルミアスがエジプトで生まれ育ったのかについては不明だが、遺体をミイラ化するという

(30) UPZ II 162, col. 1, 27-29; col. 2, 20-22. ヘラはエジプト女神ムト、デメテルはエジプト女神オペトと同一視される。なお問題の家の位置は、P. W. Pestman, *The Archive of the Theban Choachytes*, p. 386 を参照。

(31) S. P. Vleeming, "The Office of a Choachyte in the Theban Area," in S. P. Vleeming (ed.), *Hundred-Gated Thebes. Act of a Colloquium on Thebes and the Theban Area in the Graeco-Roman Period*, Leiden, 1995, p. 246.

(32) Cf. P. W. Pestman, "Appearance and Reality in Written Contracts: Evidence from Bilingual Family Archives," in M. J. Geller and H. Maehler (eds.), *Legal Documents of the Hellenistic World*, London, 1995, pp. 79-81.

(33) P. W. Pestman, *The Archive of the Theban Choachytes*, p. 439.

エジプトの慣習は認識していたであろう。しかしながら遺体を女神の聖域に置くことは、ギリシア人の慣習から逸脱していた。ヘルミアスは、大部分がギリシア人で構成されたであろう審判団の共感を得るために主張したと推測できる。ギリシアとエジプトの宗教的慣習のずれが表れるのは、この主張だけではなかった。

ヘルミアスは、在地の法の引用に加え、多くの証拠資料を提示している。そのなかに、ストラテゴスのアイネアスが、タリケウタイと呼ばれる神官団をディオスポリスからMEMNOEIAへ移動させるよう命じた書簡が含まれていた。⁽³⁴⁾これに対して被告側は、以下のように述べている。

これらの証拠文書は全く逸脱しています。ヘルミアスがこれらを提出したとき、自分に法的請求権がなく、敵対者を容易く打ちのめすことができると予測し、原告あるいは告発者の役に徹したということは明らかです。というのも、ホロスと彼の同僚たちは、タリケウタイではなくコアキュタイであり、タリケウタイの業務ではなく、全く別の業務を行なっているのです。しかも、公式かつ合法的に定められ名付けられた祝祭日に、彼らはアメンの道に粉を敷き(?)、聖域を通してヘラの聖域へ向かい同様のことを行ないます。そして、年に一度のアメンからMEMNOEIAへの移動のとき、行進し、彼ら独自の業務を行ないます。⁽³⁵⁾また、彼らは死者たちに酒を注ぎます。これが彼らの神官としての職務なのです。

ヘルミアスは、証拠がない故に告発者を装い、別の神官団に関する文書を提出したとして反論されている。他のギリシア語史料からは、一つのエジプト人神官職に複数の訳語が当てられていることが指摘されており、このようなエジプト人神官職に対する一面的理解は、当時のギリシア語書記官あるいは一般のギリシア人の認識と関心の低さを露呈している。⁽³⁶⁾被告の弁護士は、単にヘルミアスの浅はかさを暴露し事実を否定しているだけではなく、コアキュタイが公式の祝祭日と日常において神官の職務を果たしていることを強調している。ヘルミアスの戦略を逆手に取ったこの主張は、たとえ審判人が聖域に遺体を置くことの違法性を認識していたとしても、在地住民と密につながっているコアキュタイの実際的な立場を強く印象付けることができたであろう。

被告コアキュタイの有利な立場は、弁護人の弁論だけに頼るものではない。審理の証拠資料として首尾よくギリシア語に翻訳された契約書群は、過去37年間の土地取引が合法的に行なわれていたことを証明した。⁽³⁷⁾神官同士、複数の共同所有者の間で比較的小区画の土地が売買された証拠は、プトレマイオス朝以前の伝統的な土地保有体制が継続していることを示す。⁽³⁸⁾

(34) UPZ II 162, col. 4, 27-29.

(35) UPZ II 162, col. 8, 8-22.

(36) S. P. Vleeming, op. cit., p. 137.

(37) UPZ II 162, col. 9, 9-17.

(38) UPZ II 162, col. 5, 4-21; Joseph G. Manning, *Land and Power*, pp. 88-90.

同職者による土地の共同運営は、土地取引に関する情報の問題を円滑に処理できるシステムを成立させていたといえる。被告の弁護人の主張からは、神官団の強い連携が窺える。

彼らは彼ら自身で、ヘルミアスに抗弁し、彼らに対する審理でヘルミアスを打ち負かすでしょう。売り手に対する調査をもって、あるいは、この問題を保証人に伝え、公式かつあらゆる人々に知られた法的手続きをもって、法廷の前にすべての証人を召喚し、審理に臨む⁽³⁹⁾でしょう。

同じアーカイヴからは、コアキュタイによって結成された宗教結社の規約が見つ⁽⁴⁰⁾かっている。そこには埋葬に関する責務や罰則、会食の日の取り決めなどが規定されている。ファイユーム地方からも同様の結社規約が出土しており、その中には興味深い条項が収められている。

我々のなかにいる者が、不当な法的争いに巻き込まれたとき、我々は彼のそばに立ち、彼に資金を支払うだろう。結社の成員は、彼が無罪放免になるように一致団結するだろう。⁽⁴¹⁾

紛争の際には、成員は互いに協力することが義務付けられていた。テーベのコアキュタイが日常的な協力関係で結ばれていたならば、土地の共同保有が脅かされた時には、同僚のために証拠となる過去の契約書類を直ちに準備することができたであろう。このような準備の周到さは、共同体内部の結束だけに由来するものではない。ヘレニズム期以前のエジプトにおいて、審判を左右する最も有力な証拠は、先例や法ではなく証人による証明や文書証拠⁽⁴²⁾であった。文書証拠を重視する慣習はヘレニズム期でも継承されており、テーベのコアキュタイは将来起こりうる紛争に備え、文書管理に慎重であったと考えられる。

以上のように、ヘルミアスは審判団に対して被告の違法性を訴えたが、同時にエジプト人神官に対する認識力の低さを露呈してしまった。そのことで審判団に抱かせた不信感は、被告の反論に助長されながら、最後まで拭われることはなかった。そこには在地社会の慣習を無視できない審判団の姿が想像できる。たとえ聖域に遺体を安置することが違法であるとしても、コアキュタイの実際的な日常の業務を妨害することはできなかったとは考えられないだろうか。

(39) UPZ II 162, col. 6, 4-12.

(40) P. W. Pestman, *The Archive of the Theban Choachytes*, text. 61. 宗教結社については、Françoise de Cenival, *Les Associations religieuses en Égypte d'après les documents démotiques*, Cairo, 1972; M. Muszynsky, "Les Associations religieuses en Égypte d'après les sources hiéroglyphiques, démotiques et grecques," *Orientalia Louvanensia Periodica*, vol. 8, 1977, pp. 145-174; Brian Muhs, "Membership in Private Associations in Ptolemaic Tebtunis," *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, vol. 44, 2001, pp. 1-21; Andrew Monson, "The Ethics and Economics of Ptolemaic Religious Associations," *Ancient Society*, vol. 36, 2006, pp. 221-238 を参照。

(41) *P. Cair.* 2, 30605. 「彼のそばに立ち」という文言は、法的審理に関連する特有の表現であった。Andrew Monson, *op. cit.*, p. 236 を参照。

(42) Russ VerSteeg, *Law in Ancient Egypt*, Durham, 2002, p. 77-84.

モンソンは、結社規約の分析から国家権力に対峙する結社の閉鎖性を指摘している。⁽⁴³⁾ 国家によって制度化された訴訟手続きと裁判は、部分的な国家権力の介入とみなすことができる。嘆願書を受領し、法廷での審理を担う地方役人は、国家の代理人であると同時に在地社会における地方エリートであった。マニングによれば、テーベ地方の社会構造は、徴税やギリシア語を媒介として国家権力を代行した地方役人のネットワークと、家族や職業集団、神殿を通じて結びついた伝統的な社会的ネットワークの連携によって成り立っていた。⁽⁴⁴⁾ 本稿での考察を踏まえると、ヘルミアス・ケースの構図は、国家の代理人として調停役に就いた新しい地方エリート層と、伝統的な社会関係を維持してきた従来のエリート層との間で行なわれた秩序維持のための交渉の場として捉えることもできる。

おわりに

本稿は、訴訟の提起から法廷における審理までの一連の処理過程の分析を通して、在地社会における紛争の実態的側面を検討した。在地社会の秩序維持は、国家によって任命された地方役人の権力構造と、プトレマイオス朝以前からの地域的な社会慣行のうえに成り立っていたことが明らかになった。パウシャッツによるところの地方役人を主体とする効率的な秩序維持は、在地社会のもつ複雑な社会構造のなかで捉え直していく必要があるだろう。ヘルミアスの事例は、在地社会における法廷が、当事者同士の利害を超え、伝統的エリート層と新しいエリート層の間の秩序形成の場となっていたことを示唆する。

ヘレニズム期エジプト史における前2世紀を衰退期と捉える伝統的な解釈は、秩序維持の面からも見直しを迫ることができそうである。前2世紀に嘆願書の数が増大するのは、この時代が単に反乱による混乱期であっただけでなく、在地社会における紛争処理システムが円滑に機能した結果であるともいえるのではないだろうか。そのシステムもまた、在地社会における社会構造の緩やかな変化のなかで維持されたことは、本稿で示したとおりである。

(43) Andrew Monson, op. cit., pp. 237-238.

(44) Joseph G. Manning, *Land and Power*, pp. 184-187.